

各指定認知症対応型共同生活介護事業所  
管理者 様

川崎市健康福祉局長寿社会部介護保険課長

事故発生時の対応について（通知）

日頃より、本市の介護保険事業にご協力いただき、ありがとうございます。

さて、先日の新聞報道にもありましたが、利用者が安心してサービス提供を受けられるよう、指定認知症対応型共同生活介護における事故発生時の対応について、改めて徹底するようお願いいたします。

指定基準（運営）

- 1 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。
- 2 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。
- 3 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

解釈通知

- ① 利用者に対する指定認知症対応型共同生活介護の提供により事故が発生した場合の対応方法については、あらかじめ指定認知症対応型共同生活介護事業者が定めておくことが望ましいこと。
- ② 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、賠償すべき事態において速やかに賠償を行うため、損害賠償保険に加入しておくか、又は賠償資力を有することが望ましいこと。
- ③ 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じること。

（川崎市健康福祉局長寿社会部介護保険課給付指導係  
電話 044-200-2687  
FAX 044-200-3926）